

平成 27 年 (2015 年) 5 月 27 日
長野県道路公社

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

00008

工 事 名 工事箇所名	平成 27 年度 新和田トンネル有料道路 舗装修繕工事 小県郡長和町わらび平橋～諏訪郡下諏訪町西餅屋橋
回 答 者	長野県道路公社理事長
担当者氏名	新和田トンネル有料道路管理事務所長 大塚 淳一郎 主査 手塚 義勝

No.	質 問	回 答
5	<p>1. 施工時の交通規制形態について、施工箇所がトンネルを出た箇所ですが、下諏訪側施工時は長和町まで、逆も同様にトンネル内部はすべて規制となりますか。</p> <p>(質問：平成 27 年 5 月 26 日)</p>	<p>1. 施工時の交通規制については、トンネル内部すべてを規制することを想定しています。</p> <p>(回答：平成 27 年 5 月 27 日)</p>

平成 27 年 (2015 年) 5 月 27 日
長野県道路公社

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

00008

工 事 名 工事箇所名	平成 27 年度 新和田トンネル有料道路 舗装修繕工事 小県郡長和町わらび平橋～諏訪郡下諏訪町西餅屋橋
回 答 者	長野県道路公社理事長
担当者氏名	新和田トンネル有料道路管理事務所長 大塚 淳一郎 主査 手塚 義勝

No.	質 問	回 答
4	<p>科目 第 0002 号表 成形目地工の諸雑費は労務に掛かってくるのでしょうか。それとも労務、材料両方に掛かってくるのでしょうか。</p> <p>(質問 : 平成 27 年 5 月 26 日)</p>	<p>成形目地工の諸雑費は、労務、材料の両方に掛かります。</p> <p>(回答 : 平成 27 年 5 月 27 日)</p>

平成 27 年 (2015 年) 5 月 27 日
長野県道路公社

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

00008

工 事 名 工事箇所名	平成 27 年度 新和田トンネル有料道路 舗装修繕工事 小県郡長和町わらび平橋～諏訪郡下諏訪町西餅屋橋		
回 答 者	長野県道路公社理事長		
担当者氏名	新和田トンネル有料道路管理事務所長 主査	大塚 淳一郎 手塚 義勝	

No.	質 問	回 答
3	<p>・施工実績について 前年度、建設事務所との意見交換会での回答で、路上再生路盤工事の施工実績は今後問わないと聞いておりますが、現在公告されている案件に関しては施工実績が必要とされています。 今後も、道路公社としては現在と同じ施工実績を必要とする入札となるのでしょうか？</p> <p>(質問：平成 27 年 5 月 26 日)</p>	<p>道路公社としては、案件ごとに検討し、必要に応じて施工実績を求めてまいります。</p> <p>(回答：平成 27 年 5 月 27 日)</p>

平成 27 年 (2015 年) 5 月 26 日
長野県道路公社

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

00008

工 事 名 工事箇所名	平成 27 年度 新和田トンネル有料道路 舗装修繕工事 小県郡長和町わらび平橋～諏訪郡下諏訪町西餅屋橋
回 答 者	長野県道路公社理事長
担当者氏名	新和田トンネル有料道路管理事務所長 大塚 淳一郎 主査 手塚 義勝

No.	質 問	回 答
2	<p>1 . 技術管理費の六価クロム溶出試験は、間接費の対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(質問 : 平成 27 年 5 月 25 日)</p>	<p>1 . 六価クロム溶出試験は、間接工事費の共通仮設費の対象となりませんが、現場管理費の対象となります。</p> <p>(回答 : 平成 27 年 5 月 26 日)</p>

質問に対する回答について掲載します。

受注希望型競争入札 対象業務に関する質問・回答

00008

工 事 名 工事箇所名	平成 27 年度 新和田トンネル有料道路 舗装修繕工事 小県郡長和町わらび平橋～諏訪郡下諏訪町西餅屋橋
回 答 者	長野県道路公社理事長
担当者氏名	新和田トンネル有料道路管理事務所長 大塚 淳一郎 主査 手塚 義勝

No.	質 問	回 答
1	<p>・同種工事の実績について、バックホウによるセメント攪拌作業を行った路上再生路盤工は施工実績として認められますか。また、施工規模による制約はありますか。</p> <p>(質問：平成 27 年 5 月 22 日)</p>	<p>・当工事は、スタビライザによる攪拌作業を想定しているため、バックホウによる攪拌は、同種工事の施工実績として認められません。</p> <p>また、施工規模による制約はありません。</p> <p>(回答：平成 27 年 5 月 26 日)</p>